

所得税の確定申告について

清水町役場受付期間2月16日(金)～3月15日(金)8時45分～17時30分

※2月29日(木)・3月1日(金)・土・日・祝日は役場地下大会議室での受付はいたしません。

●事前に作成していただく書類について(お願い)

以下の書類は、**職員の代行作成は行いません**ので、必ず事前に作成したうえでお越してください。受付時に作成の有無について確認します。**資料作成が終わっていない方は、受付できません。**

■営業、農業等の事業所得、不動産所得の申告に必要な「収支内訳書(決算書)」

■医療費控除の申告に必要な「医療費控除の明細書」

収支内訳書、医療費控除の明細書の所定用紙は役場税務課または御影支所などでお渡しています。また、国税庁ホームページから入手することも可能です。医療費の領収書は原則、添付不要ですが、税務署から求められた場合掲示または提出しなければなりませんので、自宅で5年間保存する必要があります。

他の方の待ち時間の大幅な増加や、申告内容の誤りによる手続きの煩雑化に繋がることから、皆様のご理解をお願いいたします。

●清水町役場で申告書を作成できない方について(ご注意)

次のいずれかに該当する方は、清水町役場の確定申告会場にお越しになられた場合でも、**町で確定申告書を作成することはできませんので、帯広税務署での申告をお願いいたします。会場にお越しになられた場合、待ち時間に関係なく帯広税務署での申告をご案内させていただきます。**また、次の内容についての**お問い合わせも帯広税務署までお願いします。**

■決算書や収支内訳書の計算、作成について相談のある方(作成済みの方は受付可能です。)

■土地や建物、山林の譲渡売却による申告がある方

■株式、FX、投資信託、先物取引等による申告がある方

■住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を申告する方で、複雑な連帯債務を組んでいる(2人以上で負担割合が違うローンを組んでいる等)方、増改築やバリアフリー改修工事等のリフォームを行った方、ローンの借り換えを行った方

■住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて申告する方で、中古住宅、買取再販住宅を取得した方

■その他、雑損控除などの申告内容が複雑なもの

※専門的知識が必要な複雑な申告のため他の方の待ち時間の大幅な増加や、申告内容の誤りによる手続きの煩雑化に繋がることから、作成不可としています。皆様のご理解をお願いいたします。

▼お問い合わせ先

所得税の申告等に関すること: 帯広税務署

☎(0155)-24-2161

町・道民税に関すること: 清水町役場税務課町民税係

☎(0156)-62-1152